

◎新潟県告示第608号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年5月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	13者	下中ノ目下中ノ目2606番ほか694筆 55.1ha
阿賀野市	13者	嶋瀬村下863番1ほか238筆 26.0ha
胎内市	2者	乙大野地2459番ほか46筆 3.6ha
聖籠町	11者	真野屋敷廻969番1ほか68筆 5.8ha
新潟市	82者	北区新鼻福島潟乙26番190ほか582筆 50.0ha
五泉市	4者	能代家ノ前561番2ほか96筆 7.1ha
弥彦村	8者	麓堤下940番1ほか31筆 2.4ha
見附市	1者	三林町3932番ほか14筆 1.3ha
出雲崎町	9者	神条宮ノ下141番ほか48筆 7.1ha
魚沼市	13者	須原大谷内4520番ほか224筆 11.8ha
南魚沼市	9者	浦佐1159番1ほか143筆 13.8ha
十日町市	1者	馬場壬1508番 0.4ha
津南町	1者	上郷宮野原8781番ほか4筆 1.3ha
柏崎市	68者	西長鳥瀧ノ入乙1206番ほか1,267筆 94.3ha
刈羽村	3者	井岡柳田2111番ほか14筆 2.0ha
上越市	57者	野尻1613番ほか576筆 76.0ha
妙高市	4者	五日市前田615番ほか26筆 2.6ha
糸魚川市	8者	東海大明神354番ほか55筆 5.6ha
佐渡市	23者	城腰下新田1839番ほか142筆 17.2ha
合計	330者	4,287筆 383.4ha

2 申請年月日

平成29年4月25日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課  
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課  
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。